

他補助金を得た場合の市補助金の計算方法

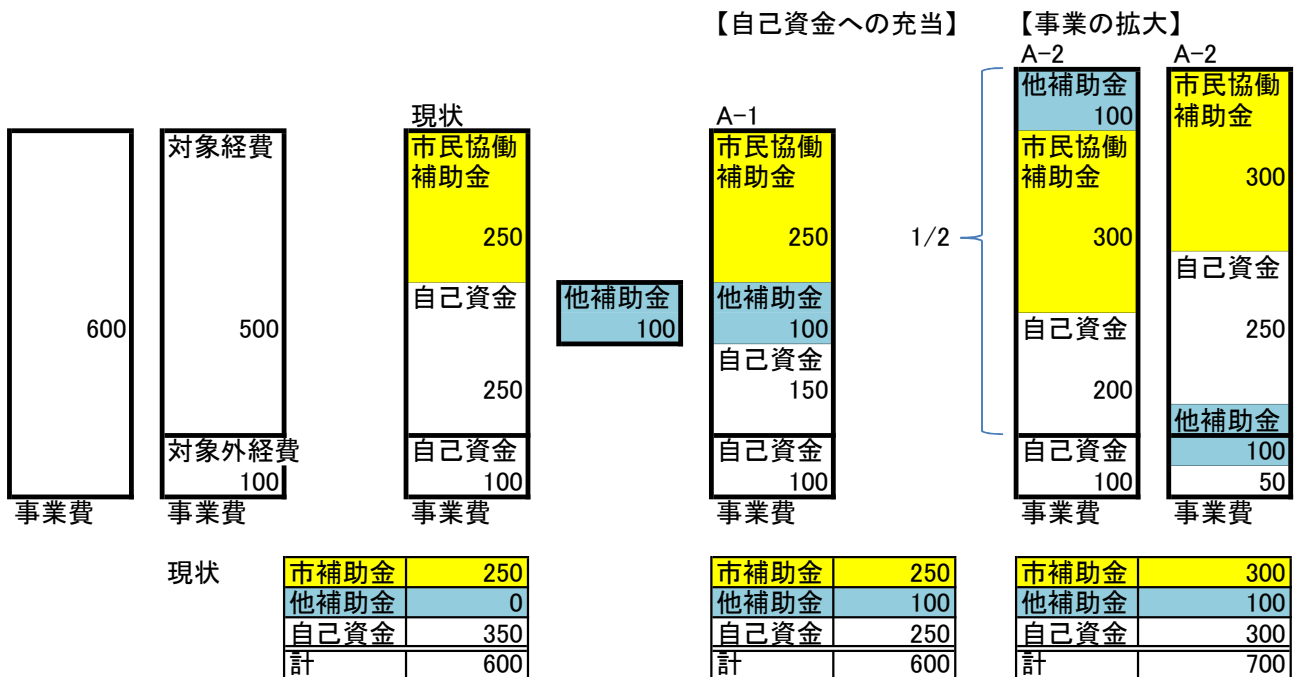
○計算パターンA

- ①事業費(対象経費)から市民協働推進補助金の補助額を計算。
- ②他の補助金は自己資金の一部として(対象経費、対象外経費どちらに充ててもよい)

○団体の負担が減る。

○市補助金の対象外経費を賄える(場合もある)。

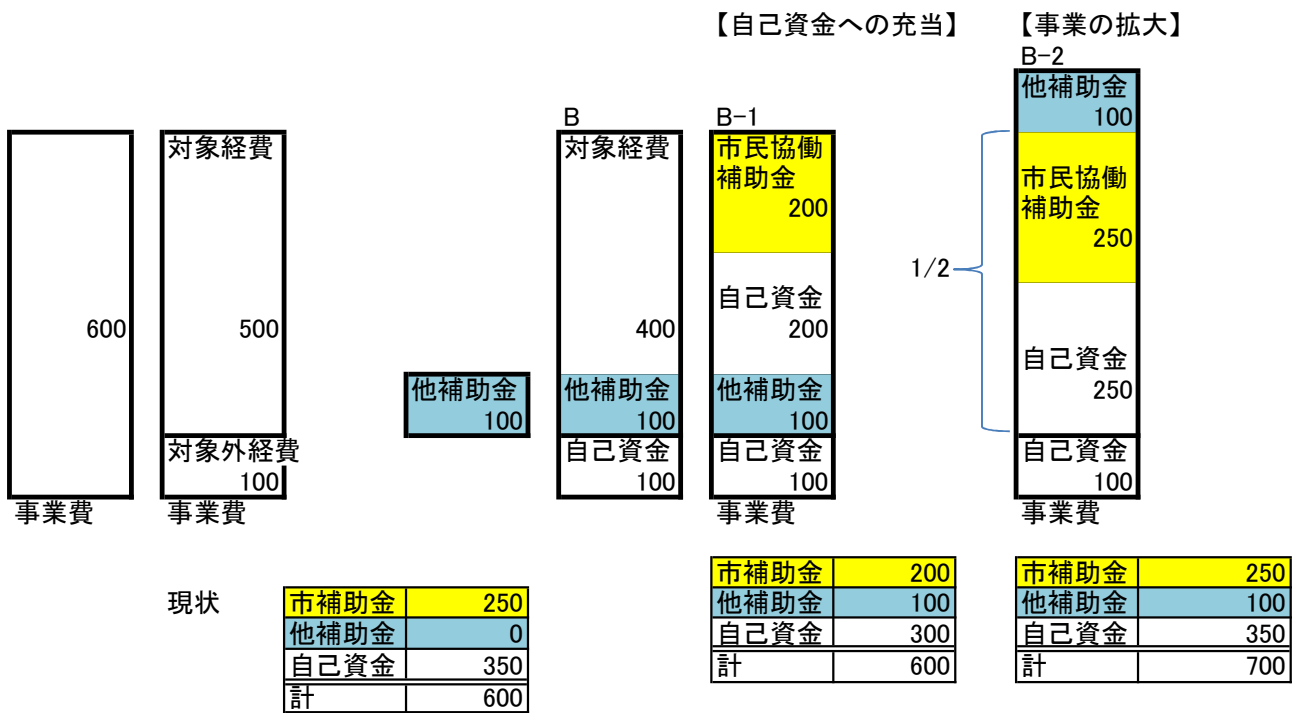
※条件:市補助金と他補助金、自己資金(事業に伴う収入含む)が事業費を超えないこと。



○計算パターンB

- ①事業費(対象経費)から他の補助金を控除。
- ②残りの事業費から市民協働推進補助金の補助額を計算。

○行政も団体も負担が減る。
 ×他補助金を得た結果、市補助金が減るため、団体の努力が全ては反映されない。
 ×市補助金と他補助金の対象経費が異なる場合、この計算は成り立たない。
 (例: 他の補助金が団体構成員の交通費も対象)



みどりの協会・文化振興財団
 国際交流協会・体育協会
 学校給食協会・土地開発公社

他の補助金の範囲(補助金・助成金・協賛金)

民間財団	
民間企業	
国の出資	民間都市開発機構
国	総務省等
県の出資	モリコロ財団等
県	愛知県等
他市	豊川市等
市から(事業に対し)財政的支援を受けている団体(シティプロ)	自治会等
×市から(運営に対し)財政的支援を受けている団体(シティプロ)	商工会議所等
×市の出資団体	みどりの協会、文化振興財団等
×市	豊橋市